

議案第73号

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月25日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

対象火気設備等の種類「簡易サウナ設備」の追加に伴い、その規制について条例に定める必要があり、また、地震災害対策の中で感震ブレーカーの普及推進が必要であるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和48年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(新設)	<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第8条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒型であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその</u></p>

(____サウナ設備)

第8条 サウナ室

____に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)____
____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) **サウナ**設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその
熱源を遮断する事ができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、____サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第33条の7 勝山市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防

熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第16号から第17号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第8条の2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備を____いう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) **一般サウナ**設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその
熱源を遮断する事ができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、**一般**サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第33条の7 勝山市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防

止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その
他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第61条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそ
れある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あら
かじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) サウナ 設備(個人住居に設けるものを除く。)

(7)の2 (略)

(8)～(15) (略)

止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、**感震ブレーカー**そ
の他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第61条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそ
れある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あら
かじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7)の2 一般サウナ設備(個人住居に設けるものを除く。)

(7)の3 (略)

(8)～(15) (略)

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。